

令和 7 年度
千葉県献血推進協議会

【参考資料】

千葉県健康福祉部薬務課

目 次

		ページ
1	令和8年度の献血の推進に関する計画(案) 1
2	令和8年度の献血の受入れに関する計画(案) 15
3	令和7年度千葉県赤十字血液センター献血受入計画 32
4	千葉県献血推進協議会の設置及び運営に関する要綱 34

(案)

令和 8 年度の献血の推進に 関する計画

令和 8 年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1 令和8年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 · · · · ·	5
(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
(3) 採血基準の在り方の検討	
(4) まれな血液型の血液の確保	
(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応 · ·	6
3 災害時等における献血の確保 · · · · ·	6
4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価 · · · · ·	7

令和8年度の献血の推進に関する計画

前文

- 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和8年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

第1 令和8年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 令和8年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤52万リットル、血漿製剤^{しょう}26万リットル、血小板製剤17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和8年度には、全血採血による134万リットル及び成分採血による90万リットル（血漿成分採血60万リットル及び血小板成分採血30万リットル）の計224万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和6年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和8年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿^{しょう}分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商

工會議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、鳥取県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の

一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスター、動画を作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNS を含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用する

など、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に关心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。
- 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(イ) 学校等における献血の普及啓発

- 国は、小中学生から献血に対する理解を深めてもらうための取組を行う。
- 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、

献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することとはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。
- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」等の ICT を活用した WEB 予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかつた者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、H I V 等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進、血液の有効利用及び血液製剤の安全性の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受け入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段

を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和9年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

令和8年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<ul style="list-style-type: none">本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和<u>8</u>年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。	<ul style="list-style-type: none">本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和<u>7</u>年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。
<h3>第1 令和<u>8</u>年度に献血により確保すべき血液の目標量</h3> <ul style="list-style-type: none">令和<u>8</u>年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>52</u>万リットル、血漿製剤 ^{しょう}26万リットル、血小板製剤 17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和<u>8</u>年度には、全血採血による <u>134</u>万リットル及び成分採血による <u>90</u>万リットル（血漿成分採血 <u>60</u>万リットル及び血小板成分採血 <u>30</u>万リットル）の計 224万リットルの血液を献血により確保する必要がある。	<h3>第1 令和<u>7</u>年度に献血により確保すべき血液の目標量</h3> <ul style="list-style-type: none">令和<u>7</u>年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 <u>53</u>万リットル、血漿製剤 ^{しょう}26万リットル、血小板製剤 17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和<u>7</u>年度には、全血採血による <u>136</u>万リットル及び成分採血による <u>88</u>万リットル（血漿成分採血 <u>59</u>万リットル及び血小板成分採血 <u>29</u>万リットル）の計 224万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<p>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>令和6年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和8年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>鳥取県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p>(ウ) 複数回献血の推進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献 	<p>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>令和5年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和7年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>宮城県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p>(ウ) 複数回献血の推進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<p>血者に対して、<u>重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</u></p> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 普及啓発資材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスター、<u>動画</u>を作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、<u>タブレット</u>等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 <p>(I) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、<u>小中学生から献血に対する理解を深めてもらうための取組</u>を行う。 <p>(2) 採血所の環境整備等</p> <p>イ 献血者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、<u>安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。こ</u> 	<p>に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</p> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 普及啓発資材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、<u>タブレット</u>等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 <p>(I) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、<u>小中学校段階での献血推進活動等の献血への理解を深めてもらうための取組</u>を行う。 <p>(2) 採血所の環境整備等</p> <p>イ 献血者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、<u>安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。こ</u>

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<p>のため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」等の I C T を活用した W E B 予約の推進等に積極的に取り組む。</p>	<p>のため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、 I C T を活用した W E B 予約の推進等に積極的に取り組む。</p>
<p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 献血の推進に際し、考慮すべき事項</p> <p>(3) 採血基準の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進、<u>血液の有効利用及び血液製剤の安全性</u>の観点から、採血基準の見直しを検討する。 <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和<u>9</u>年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。 	<p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 献血の推進に際し、考慮すべき事項</p> <p>(3) 採血基準の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。 <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和<u>8</u>年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

令和8年度の献血の受入れに関する計画（案）

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第11条及び同法施行規則第4条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第1 令和8年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和8年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙1の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙2のとおり全血献血で134万リットル、血漿成分献血で60万リットル、血小板成分献血で30万リットルの合計224万リットルとする。

第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を7ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、特に400ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙3のとおり。

2 献血受入のための施策

（1）普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙4のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

（ア）全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、鳥取県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNSを含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等

の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が増加していること、血液の成分である血漿を原料として造られていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、企業や団体に出向いての献血実施に加え、リモートワークを利用する従業員等へも配慮し、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。

さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。

(ウ) 複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血について、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であることなどを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター、動画等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用している SNS を含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮するなど、効果的な広報を行う。

また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。

また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラブラッドへの登録を推進する。

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮しつつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトやSNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が

安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかつた方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

併せて、新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。

イ 献血者の利便性の向上

(ア) 常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。

(イ) 移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約を推進する。

(ウ) 献血予約の推進

献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、献血協力の集中や献血会場の混雑を回避し、献血者の利便性を向上させることからも、献血予約の重要性を広く国民に周知する。

(エ) 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の利用促進

Web 予約、事前問診の回答、献血者コードの表示、献血の検査記録の閲覧などのサービス機能を有するラブラッドを積極的に推進し、必要な情報の提供や献血者の利便性を向上させる。

さらに、献血未経験者に対しては、「ラブラッドアプリ」での献血の Web 予約が可能であることを周知し、献血者のみならず広く国民にも利用を呼びかける。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項

(1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかつた方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分（200 ミリリットル全血献血、400 ミリリットル全血献血又は成分献血）における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることもある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時や在庫不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実に行えるよう取り組む。

さらに、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても血液製剤の安定供給を図るため、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保

持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量に応じて、成分献血においては、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血するなど、効率的な確保に努める。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

令和8年度都道府県別必要量

ブロック名	都道府県名	輸血用血液製剤の需要見込み(①)(L)					血漿分画製剤用原料 血漿確保計画(②)(L)	令和8年度に必要な 血液量(①+②)(L)
		全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計		
道 北 海	北海道	0	28,160	11,892	8,172	48,224	52,451	100,675
	小計	0	28,160	11,892	8,172	48,224	52,451	100,675
東 北	青森県	0	5,763	2,851	1,764	10,378	12,829	23,207
	岩手県	0	4,533	1,920	1,318	7,771	12,111	19,882
	宮城県	0	8,254	4,603	3,078	15,936	16,061	31,997
	秋田県	0	4,000	1,482	1,293	6,776	10,129	16,905
	山形県	0	4,160	1,800	1,193	7,153	10,046	17,199
	福島県	0	8,104	3,071	2,094	13,269	18,832	32,101
	小計	0	34,815	15,727	10,740	61,282	80,008	141,290
関 東 甲 信 越	茨城県	0	10,736	4,080	2,885	17,701	28,010	45,711
	栃木県	0	7,720	4,464	3,051	15,235	21,270	36,505
	群馬県	0	8,192	3,264	3,034	14,490	19,982	34,472
	埼玉県	0	27,963	11,903	7,546	47,412	58,372	105,784
	千葉県	0	27,480	15,900	8,012	51,392	54,923	106,315
	東京都	0	61,421	36,661	24,412	122,494	145,002	267,496
	神奈川県	0	35,320	19,080	11,171	65,571	87,589	153,160
	新潟県	0	7,888	2,928	2,733	13,549	28,866	42,415
	山梨県	0	3,084	1,598	769	5,451	11,251	16,702
	長野県	0	6,192	3,240	1,979	11,411	23,465	34,876
	小計	0	195,996	103,118	65,592	364,706	478,730	843,436
東 海 北 陸	富山県	0	4,080	1,440	1,339	6,859	9,535	16,394
	石川県	0	3,720	1,800	1,620	7,140	11,603	18,743
	福井県	0	3,368	907	1,096	5,371	8,955	14,326
	岐阜県	0	7,623	3,283	2,254	13,160	17,252	30,412
	静岡県	0	14,032	6,336	4,175	24,543	37,602	62,145
	愛知県	0	28,833	16,370	9,052	54,255	73,157	127,412
	三重県	0	4,824	2,616	1,843	9,283	17,289	26,572
近 畿	小計	0	66,480	32,753	21,379	120,612	175,393	296,005
	滋賀県	0	5,240	1,925	1,694	8,858	12,028	20,886
	京都府	0	11,627	6,485	4,365	22,477	24,250	46,727
	大阪府	0	45,200	24,000	13,639	82,839	93,610	176,449
	兵庫県	0	16,853	9,480	5,017	31,350	51,095	82,445
	奈良県	0	6,400	3,720	1,842	11,962	10,600	22,562
	和歌山県	0	4,704	1,752	1,350	7,806	9,856	17,662
中 四 国	小計	0	90,024	47,362	27,906	165,291	201,439	366,730
	鳥取県	0	2,258	939	953	4,150	6,431	10,581
	島根県	0	1,673	783	776	3,232	6,277	9,509
	岡山県	0	6,616	4,292	2,214	13,122	20,770	33,892
	広島県	0	11,240	3,978	4,374	19,593	23,880	43,473
	山口県	0	5,997	2,225	1,643	9,865	10,589	20,454
	徳島県	0	3,283	1,267	1,174	5,724	7,876	13,600
	香川県	0	3,898	1,558	1,079	6,535	9,774	16,309
	愛媛県	0	5,697	2,228	1,709	9,634	13,837	23,471
	高知県	0	2,921	1,516	904	5,341	8,436	13,777
九 州	小計	0	43,584	18,786	14,826	77,196	107,870	185,066
	福岡県	0	21,984	11,604	5,830	39,418	50,381	89,799
	佐賀県	0	2,668	1,105	640	4,413	8,369	12,782
	長崎県	0	6,390	3,097	2,141	11,628	12,873	24,501
	熊本県	0	8,208	3,540	2,054	13,802	17,536	31,338
	大分県	0	4,802	2,438	1,662	8,902	11,124	20,026
	宮崎県	0	4,830	2,128	1,384	8,342	11,492	19,834
	鹿児島県	0	7,858	3,151	2,078	13,087	17,317	30,404
	沖縄県	0	6,140	3,522	1,826	11,488	15,017	26,505
	小計	0	62,880	30,587	17,613	111,080	144,109	255,189
	合計	0	521,939	260,225	166,227	948,391	1,240,000	2,188,391

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和8年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)

(L)

ブロック名	都道府県名	全血献血			成分献血			合計
		200mL	400mL	計	血小板	血漿	計	
道 北 海	北海道	1,296	71,345	72,641	17,241	13,249	30,490	103,131
	小計	1,296	71,345	72,641	17,241	13,249	30,490	103,131
東 北	青森県	169	12,454	12,624	2,847	4,784	7,631	20,255
	岩手県	165	12,110	12,274	2,712	4,557	7,269	19,543
	宮城県	344	25,290	25,633	5,313	9,128	14,441	40,074
	秋田県	123	9,040	9,163	2,584	4,344	6,929	16,092
	山形県	143	10,508	10,651	2,564	4,309	6,873	17,524
	福島県	259	19,053	19,312	4,791	8,061	12,852	32,164
	小計	1,202	88,455	89,657	20,811	35,184	55,995	145,652
関 東 甲 信 越	茨城県	565	29,601	30,165	4,748	11,003	15,750	45,916
	栃木県	711	22,771	23,482	4,958	11,549	16,506	39,988
	群馬県	493	21,715	22,208	4,940	11,871	16,811	39,019
	埼玉県	977	69,290	70,266	12,423	27,481	39,904	110,170
	千葉県	746	62,928	63,674	13,445	30,022	43,467	107,142
	東京都	2,008	151,933	153,941	42,700	75,888	118,587	272,528
	神奈川県	1,029	87,515	88,544	19,264	48,657	67,921	156,465
	新潟県	261	22,704	22,966	4,935	13,315	18,250	41,216
	山梨県	132	9,384	9,516	0	6,380	6,380	15,896
	長野県	191	20,332	20,523	3,220	11,066	14,286	34,809
	小計	7,112	498,174	505,285	110,632	247,231	357,863	863,148
東 海 北 陸	富山県	82	10,149	10,231	2,212	3,903	6,115	16,347
	石川県	139	10,396	10,535	3,264	6,642	9,906	20,441
	福井県	109	7,606	7,715	0	4,463	4,463	12,178
	岐阜県	292	17,674	17,966	4,433	8,252	12,684	30,650
	静岡県	329	35,960	36,289	5,793	16,988	22,781	59,070
	愛知県	1,044	72,166	73,210	19,347	43,021	62,368	135,578
	三重県	30	15,287	15,317	4,952	8,873	13,825	29,142
近畿	小計	2,024	169,239	171,263	40,001	92,141	132,143	303,406
	滋賀県	120	16,623	16,742	2,500	2,979	5,479	22,221
	京都府	157	29,610	29,767	7,476	10,843	18,319	48,086
	大阪府	912	99,806	100,718	24,864	49,239	74,104	174,821
	兵庫県	565	57,643	58,208	11,831	21,582	33,413	91,621
	奈良県	152	13,170	13,322	3,304	4,609	7,912	21,235
	和歌山県	147	11,798	11,946	2,267	2,717	4,984	16,930
中 四 国	小計	2,052	228,651	230,703	52,242	91,970	144,211	374,914
	鳥取県	10	5,568	5,577	1,307	2,739	4,047	9,624
	島根県	12	5,259	5,271	1,290	2,829	4,119	9,390
	岡山県	146	19,823	19,969	4,355	9,737	14,092	34,061
	広島県	69	29,404	29,473	7,578	16,863	24,441	53,914
	山口県	36	14,322	14,358	1,701	3,728	5,428	19,786
	徳島県	24	6,913	6,937	1,551	3,310	4,860	11,797
	香川県	24	9,614	9,638	1,789	3,922	5,711	15,349
	愛媛県	24	13,197	13,221	2,986	6,723	9,709	22,930
	高知県	53	7,508	7,561	1,619	3,486	5,104	12,665
九 州	小計	398	111,607	112,005	24,177	53,335	77,512	189,517
	福岡県	124	60,894	61,018	12,713	23,057	35,770	96,788
	佐賀県	38	8,119	8,157	2,526	5,062	7,588	15,745
	長崎県	74	14,058	14,132	3,199	6,873	10,072	24,203
	熊本県	143	20,594	20,738	4,714	8,344	13,057	33,795
	大分県	70	13,664	13,734	2,593	4,998	7,591	21,325
	宮崎県	25	11,295	11,320	2,458	4,926	7,385	18,704
	鹿児島県	84	17,426	17,510	3,074	7,431	10,505	28,015
	沖縄県	65	15,862	15,926	2,308	6,212	8,520	24,446
	小計	622	161,912	162,535	33,584	66,903	100,488	263,023
合計		14,707	1,329,382	1,344,089	298,688	600,014	898,701	2,242,790

※山梨県及び福井県では血小板採血を行わないため、血小板成分献血目標量が「0」となっていること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和8年度に献血により受け入れる血液の目標量(都道府県・献血種類・採血所分類別)

プロック名	都道府県名	固定施設(母体・事業所・出張所)					移動採血車			オープン採血		
		200mL採血	400mL採血	血漿採血		合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)
				FFP-480用	原料血漿確保用							
北海道	北海道	962	22,421	2,804	10,445	17,241	53,873	334	48,924	49,258		
	小計	962	22,421	2,804	10,445	17,241	53,873	334	48,924	49,258		
東北	青森県	56	2,736		4,784	2,847	10,424	113	9,718	9,831		
	岩手県	48	2,099		4,557	2,712	9,416	116	10,010	10,127		
	宮城県	142	10,419	4,865	4,264	5,313	25,002	202	14,684	14,886		186
	秋田県	45	1,816		4,344	2,584	8,790	77	7,224	7,301		
	山形県	94	1,960		4,309	2,564	8,927	49	8,548	8,597		
	福島県	65	3,830	234	7,827	4,791	16,747	194	15,223	15,417		
	小計	450	22,861	5,099	30,085	20,811	79,306	752	65,408	66,160		186
関東甲信越	茨城県	113	10,000	897	10,106	4,748	25,863	451	19,601	20,052		
	栃木県	176	4,374	3,791	7,758	4,958	21,056	516	17,456	17,972	20	940
	群馬県	72	8,258	4,621	7,250	4,940	25,141	421	13,456	13,878		
	埼玉県	431	40,006	7,080	20,401	12,423	80,341	541	29,235	29,777	4	48
	千葉県	291	33,195	6,342	23,680	13,445	76,953	421	27,354	27,775	34	2,380
	東京都	1,152	96,604	15,139	60,749	42,700	216,344	651	42,154	42,806	204	13,174
	神奈川県	562	50,402	6,321	42,336	19,264	118,886	445	35,679	36,124	22	1,434
	新潟県	163	11,984		13,315	4,935	30,397	98	10,720	10,818		
	山梨県	12	2,880		6,380		9,272	120	6,504	6,624		
	長野県	160	7,220		11,066	3,220	21,666	32	13,112	13,143		
東海北陸	小計	3,132	264,924	44,191	203,040	110,632	625,919	3,696	215,272	218,968	284	17,977
	富山県	70	2,038	426	3,478	2,212	8,223	12	8,111	8,123		
	石川県	46	3,470	1,762	4,880	3,264	13,423	93	6,925	7,018		
	福井県	24	2,184		4,463		6,671	85	5,422	5,507		
	岐阜県	137	5,447	1,969	6,282	4,433	18,269	155	12,227	12,381		
	静岡県	100	8,390	992	15,996	5,793	31,272	229	27,570	27,799		
	愛知県	503	34,797	14,749	28,271	19,347	97,668	501	34,548	35,049	40	2,821
	三重県	30	5,253	2,022	6,851	4,952	19,107		10,034	10,034		
近畿	小計	911	61,580	21,921	70,221	40,001	194,633	1,074	104,838	105,912	40	2,821
	滋賀県	50	3,646	79	2,900	2,500	9,174	70	12,977	13,047		
	京都府	60	11,700	2,381	8,462	7,476	30,079	96	17,710	17,806	1	200
	大阪府	416	58,356	8,709	40,530	24,864	132,875	422	37,989	38,411	74	3,461
	兵庫県	293	30,808	3,480	18,102	11,831	64,514	262	26,508	26,769	10	327
	奈良県	113	4,194	85	4,523	3,304	12,220	39	8,976	9,015		
	和歌山県	62	1,186		2,717	2,267	6,232	85	10,613	10,698		
中四国	小計	994	109,890	14,735	77,234	52,242	255,095	973	114,773	115,746	85	3,988
	鳥取県	10	2,611		2,739	1,307	6,667		2,957	2,957		
	島根県	12	1,130		2,829	1,290	5,261		4,128	4,128		
	岡山県	136	6,421	1,256	8,480	4,355	20,649	10	13,402	13,412		
	広島県	59	6,720	6,119	10,744	7,578	31,221	10	22,624	22,634		60
	山口県	18	1,658		3,728	1,701	7,104	18	12,664	12,682		
	徳島県	24	2,800		3,310	1,551	7,684		4,113	4,113		
	香川県	24	3,118		3,922	1,789	8,853		6,496	6,496		
	愛媛県	24	3,528	971	5,752	2,986	13,261		9,537	9,537		132
	高知県	53	2,180		3,486	1,619	7,337		5,328	5,328		
九州	小計	360	30,166	8,346	44,989	24,177	108,037	38	81,249	81,287		192
	福岡県	124	20,110	9,995	13,061	12,713	56,004		38,910	38,910		1,874
	佐賀県	14	2,730	2,149	2,914	2,526	10,331	25	5,390	5,414		
	長崎県	74	3,304	2,787	4,086	3,199	13,450		10,754	10,754		
	熊本県	143	7,174	3,700	4,643	4,714	20,374		13,421	13,421		
	大分県	43	4,318	2,150	2,848	2,593	11,952	27	9,346	9,373		
	宮崎県	25	2,643		4,926	2,458	10,052		8,652	8,652		
九州	鹿児島県	56	4,977		7,431	3,074	15,539	28	12,449	12,477		
	沖縄県	48	2,390		6,212	2,308	10,957	17	12,948	12,965		524
	小計	526	47,645	20,781	46,122	33,584	148,659	97	111,869	111,966		2,398
	合計	7,335	559,486	117,878	482,136	298,688	1,465,523	6,963	742,334	749,297	408	27,562
												27,970

※オープン採血とは、事業所や学校の会議室等を会場として行う献血受入れ方式であること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和8年度献血受入施設数等

別紙3

ブロック名	都道府県名	常設献血受入施設(箇所)	移動採血車(台)	成分採血装置(台)
北海道	北海道	6	17	56
	小計	6	17	56
東北	青森県	2	4	13
	岩手県	1	4	12
	宮城県	2	6	26
	秋田県	2	3	15
	山形県	1	4	12
	福島県	3	6	28
	小計	11	27	106
関東甲信越	茨城県	2	6	28
	栃木県	2	6	27
	群馬県	3	4	30
	埼玉県	7	10	57
	千葉県	6	10	61
	東京都	12	19	183
	神奈川県	7	11	93
	新潟県	2	4	27
	山梨県	1	3	9
	長野県	2	4	24
	小計	44	77	539
	富山県	1	3	10
東海北陸	石川県	2	3	20
	福井県	1	3	10
	岐阜県	2	4	22
	静岡県	3	9	36
	愛知県	9	11	113
	三重県	3	4	26
	小計	21	37	237
近畿	滋賀県	2	5	15
	京都府	3	6	35
	大阪府	12	12	118
	兵庫県	6	8	71
	奈良県	2	4	22
	和歌山県	1	5	11
	小計	26	40	272
中四国	鳥取県	2	2	11
	島根県	1	2	8
	岡山県	2	4	28
	広島県	2	5	36
	山口県	1	4	10
	徳島県	1	3	9
	香川県	1	3	10
	愛媛県	1	4	16
	高知県	1	3	9
	小計	12	30	137
九州	福岡県	5	11	55
	佐賀県	1	2	11
	長崎県	2	5	17
	熊本県	2	4	23
	大分県	1	4	11
	宮崎県	1	4	10
	鹿児島県	2	5	16
	沖縄県	1	4	15
	小計	15	39	158
	合計	135	267	1,505

※「常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)を指すこと。

※施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、令和8年4月1日時点の予定数であること。

各都道府県血液センターにおける主な取組(令和8年度)

①企業等への献血推進

No.	具体的対策	対象
1	企業・団体において、移動採血バスでの献血協力が困難な場合や、過去に献血協力があつたがリモートワーク等によって協力を得られなくなった場合に、団体コードを付与し、近隣の献血会場や献血ルームでの献血協力を依頼する。	企業・団体 (献血未実施企業・団体も含む)
2	献血未実施の企業や団体に対して献血セミナーを実施し、移動採血バスや献血ルームでの献血協力を依頼する。	企業・団体 (献血未実施企業・団体も含む)
3	協力企業・団体の社会貢献活動に敬意を表するため、各都道府県赤十字血液センター所長感謝状等を贈呈する。また、献血未実施団体には、社会貢献活動の一環としての献血実施を企業に対して提案する。	企業・団体 (献血未実施企業・団体も含む)
4	1か所の献血会場に複数の企業・団体を招く集合型献血を実施し、会場周辺の企業に対して献血協力を依頼するとともに、送迎対応も行うことで1人でも多くの献血者から協力いただくよう取り進める。	企業・団体 (献血未実施企業・団体も含む)
5	企業・団体の担当者と献血協力目標数を共有し、目標数を達成するための積極的な渉外活動を行う。	企業・団体
6	献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への会員登録を推進し、ラブラッドの団体予約専用の二次元コードを活用した献血予約について、企業担当者から理解と協力を得られるよう努める。また、事前問診による献血受付時間の短縮等献血予約によるメリットを伝える。	企業・団体
7	行政担当者等と連携し、献血未実施の事業所へ献血協力を依頼する。	企業・団体
8	プロスポーツ団体等の外部団体と協働し、献血の実施や啓発活動等を行う。	企業・団体
9	地域とタイアップし、献血を地域貢献活動と位置づけ、地元企業・団体・PTA等から協力を得ることで継続的なパートナーシップを構築する。	企業・団体
10	企業や団体の献血協力を各都道府県赤十字血液センターのSNS・ホームページ等で積極的に発信する。	企業・団体
11	学校を訪問し、献血セミナーやキャンペーン、ラブラッド会員への登録に関するポスター掲示やチラシ等の配布を行い、献血ルームのPRを推進するとともに、ラブラッド会員登録の推進を図る。	高校・大学

②複数回献血の推進

No.	具体的対策	対象
1	ラブラッド会員新規登録キャンペーンを実施し、会員数の増加を図る。	ラブラッド未加入者
2	ラブラッド会員を対象としたキャンペーンやイベントの充実を図る。 献血経験が少ない若年層に対し、ラブラッドでの献血予約や事前問診機能等のメリットを伝え、会員登録を促す。	ラブラッド未加入者
3	献血協力が年1回以下の献血者に対して、メール・DMIにて複数回の献血協力を促す働きかけを行うとともに、複数回の献血協力の定着化を図る。	ラブラッド会員
4	献血予約率の向上を目的とした各種キャンペーンを実施し、予約率の向上を図る。	全献血者
5	複数回献血及び次回の献血予約の案内チラシを作成し、献血協力時に積極的に配布することで、複数回献血者の増加を図る。	全献血者
6	輸血を受けた方や献血協力者のメッセージをホームページやSNS等で社会に広く発信し、献血の普及啓発を行う。	全献血者

③初回献血者への継続的な献血協力の推進

No.	具体的対策	対象
1	初回献血者が抱く不安を軽減するため、採血手順や採血後の休憩の必要性について事前に十分な説明を行い、不安を払拭し、安心感と信頼感を醸成して継続的な献血協力につなげる。	初回献血者
2	次回の献血協力につなげるため、初回献血者にはラブラッド会員登録を積極的に推進する。	初回献血者
3	SNSを活用し、献血の意義や初回献血者の体験談などを発信し、安心感と共感を醸成することで参加意欲を高める。	初回献血者

④若年層を対象とした普及啓発

No.	具体的対策	対象
1	職員が現場に出向く出前形式や、オンライン形式により、ニーズに応じた献血セミナーを開催する。献血の必要性を分かりやすく説明し、献血協力に繋げる。また、献血可能年齢に達していない方に対してはラブラッドのプレ会員制度を活用し、献血に興味を持っていただくよう働きかけを行う。	高校生・大学生
2	学生献血推進協議会の新規メンバーの増加及び活動の活性化を図る。特に学域献血を実施していない学校でも参加できるように献血ルームでの活動強化を行う。	大学生
3	若年層に人気のあるアニメなどによるキャンペーンを実施し、若年層・新規献血者の増加と併せて複数回の献血協力に繋げる。	若年層全体
4	企業・団体等に対して、新入社員・献血未経験者向けの献血啓発用広報資材を配布し、献血協力を促す。	若年層全体
5	「成人式(はたちのつどいなど)」や「卒業式」などのイベントに合わせて、移動採血バスの配車や啓発動画の放映、啓発資材の配付を行い、若年層への献血普及を促進する。	若年層全体

⑤小中学生や幼少期の子供とその親を対象とした取組

No.	具体的対策	対象
1	ファミリー層を対象としたキャンペーンやキッズ献血、献血セミナー等を商業施設等で実施する。	幼少期の子供がいる親子
2	献血疑似体験会、施設見学、職場体験等を実施する。	幼少期の子供がいる親子・小学生・中学生
3	小学生を対象に献血啓発冊子を配付し、同内容の動画も広く発信する。	小学生
4	市町村の教育委員会の協力のもと、小中学校にて教員及び保護者を対象とした献血を実施することで、献血可能年齢未満の子供たちに献血を身近に感じてもらう。	小学生・中学生

⑥血漿分画製剤用原料血漿確保に向けた取組

No.	具体的対策	対象
1	献血ルーム近郊の移動採血会場において、成分献血未経験者のうち、成分献血が可能な献血者を対象に、看護師から献血ルームでの成分献血への協力を促し、成分献血者の増加を図る。	全血献血者
2	全血献血実施後、成分献血の説明と協力依頼をすることで成分献血者の増加を図る。	全血献血者
3	成分献血が未経験の献血者(初回、若年層含む)へ成分献血の協力を促し、成分献血者の増加を図る。	全献血者

献血受入れに関する計画（案） 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

令和8年度の献血の受入れに関する計画（案）	令和7年度の献血の受入れに関する計画
<p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 11 条及び同法施行規則第 4 条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。</p> <p>第1 令和8年度に献血により受け入れる血液の目標量</p> <p>令和<u>8</u>年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙 1 の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙 2 のとおり全血献血で <u>134</u> 万リットル、血漿成分献血で <u>60</u> 万リットル、血小板成分献血で <u>30</u> 万リットルの合計 224 万リットルとする。</p> <p>第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>1 献血受入体制</p> <p>血液の目標量の確保に当たっては、全国を 7 ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、特に 400 ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。</p> <p>献血の受入れに当たっては、安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙 3 のとおり。</p> <p>2 献血受入のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙 4 のとおり。</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <p>①国及び都道府県と連携し、7 月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の 1 月及び 2 月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、鳥取県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。</p> <p>②テレビ、SNS を含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。</p> <p>③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が増加していること、血液の成分である血漿を原料</p>	<p>本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 11 条及び同法施行規則第 4 条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。</p> <p>第1 令和<u>7</u>年度に献血により受け入れる血液の目標量</p> <p>令和<u>7</u>年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙 1 の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙 2 のとおり全血献血で <u>136</u> 万リットル、血漿成分献血で <u>59</u> 万リットル、血小板成分献血で <u>29</u> 万リットルの合計 224 万リットルとする。</p> <p>第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>1 献血受入体制</p> <p>血液の目標量の確保に当たっては、全国を 7 ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、特に 400 ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。</p> <p>献血の受入れに当たっては、安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙 3 のとおり。</p> <p>2 献血受入のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙 4 のとおり。</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <p>①国及び都道府県と連携し、7 月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の 1 月及び 2 月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、宮城県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。</p> <p>②テレビ、SNS を含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。</p> <p>③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料</p>

献血受入れに関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

<p>として造かれていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。</p> <p>（イ）企業等への献血推進対策</p> <p>献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、企業や団体に出向いての献血実施に加え、リモートワークを利用する従業員等へも配慮し、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。</p> <p>さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。</p> <p>（ウ）複数回献血の推進</p> <p>献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血について、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であることなどを広く国民に周知する。</p> <p>また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</p> <p>なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p>（ア）普及啓発資材の作成及び活用</p> <p>献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター、動画等を製作し、積極的に活用する。</p> <p>（イ）効果的な広報手段等を活用した取組</p> <p>血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用しているSNSを含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮するなど、効果的な広報を行う。</p> <p>また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。</p>	<p>を原料として作かれていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。</p> <p>（イ）企業等への献血推進対策</p> <p>献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、企業や団体に出向いての献血実施に加え、リモートワークを利用する従業員等へも配慮し、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。</p> <p>さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。</p> <p>（ウ）複数回献血の推進</p> <p>献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血について、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であることなどを広く国民に周知する。</p> <p>また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</p> <p>なお、成分献血については、血小板や原料血漿を安定的に確保できるよう、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。</p> <p><u>（エ）献血予約の推進</u></p> <p><u>献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、献血協力の集中や献血会場の混雑回避し、献血者の利便性を向上させることからも、献血予約の重要性を広く国民に周知する。</u></p> <p><u>また、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進を積極的に行う。</u></p> <p><u>さらに、簡便な献血予約や献血の検査記録閲覧、献血カード機能の実装等による利便性を提供する「ラブラッドアプリ」の利用を推進する。献血可能年齢未満、または献血未経験者も本アプリを登録利用できることから、献血者のみならず広く国民にも利用を呼びかける。</u></p> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p>（ア）普及啓発資材の作成及び活用</p> <p>献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。</p> <p>（イ）効果的な広報手段等を活用した取組</p> <p>血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用しているSNSを含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮するなど、効果的な広報を行う。</p> <p>また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。</p>
---	--

献血受入れに関する計画（案） 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

<p>(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発</p> <p>学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。</p> <p>また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラブラッドへの登録を推進する。</p> <p>①小学生、中学生を対象とした対策</p> <p>献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。</p> <p>②高校生を対象とした対策</p> <p>献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮しつつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。</p> <p>③大学生を対象とした対策</p> <p>献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトやSNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。</p> <p>特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。</p> <p>ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発</p> <p>次世代の献血者を育していくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。</p> <p>(2) 採血所の環境整備等</p> <p>ア 献血者が安心して献血できる環境の整備</p> <p>献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が安心して献血できる環境を整備する。</p> <p>初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。</p> <p>献血ができなかつた方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。</p> <p>また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。</p>	<p>(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発</p> <p>学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。</p> <p>また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラブラッドへの登録を推進する。</p> <p>①小学生、中学生を対象とした対策</p> <p>献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。</p> <p>②高校生を対象とした対策</p> <p>献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮しつつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。</p> <p>③大学生を対象とした対策</p> <p>献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトやSNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。</p> <p>特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。</p> <p>ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発</p> <p>次世代の献血者を育していくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。</p> <p>(2) 採血所の環境整備等</p> <p>ア 献血者が安心して献血できる環境の整備</p> <p>献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が安心して献血できる環境を整備する。</p> <p>初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。</p> <p>献血ができなかつた方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。</p> <p>また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。</p>
--	--

献血受入れに関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

<p>併せて、新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。</p> <p>イ 献血者の利便性の向上</p> <p>（ア）常設献血受入施設における対応</p> <p>献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。</p> <p>（イ）移動採血車における対応</p> <p>地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約を推進する。</p> <p>（ウ）献血予約の推進</p> <p><u>献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、献血協力の集中や献血会場の混雑を回避し、献血者の利便性を向上させることからも、献血予約の重要性を広く国民に周知する。</u></p> <p>（エ）献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の利用促進</p> <p><u>Web 予約、事前問診の回答、献血者コードの表示、献血の検査記録の閲覧などのサービス機能を有するラブラッドを積極的に推進し、必要な情報の提供や献血者の利便性を向上させる。</u></p> <p><u>さらに、献血未経験者に対しては、「ラブラッドアプリ」での献血の Web 予約が可能であることを周知し、献血者のみならず広く国民にも利用を呼びかける。</u></p>	<p>併せて、新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。</p> <p>イ 献血者の利便性の向上</p> <p>（ア）常設献血受入施設における対応</p> <p>献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。</p> <p>（イ）移動採血車における対応</p> <p>地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約を推進する。</p> <p>（ウ）献血予約の推進等</p> <p><u>ラブラッドを活用した Web 予約及び電話等での予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、さらなる献血者の利便性を向上させる。</u></p> <p><u>また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。</u></p>
<p>第3 その他献血の受入れに関する重要事項</p> <p>1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項</p> <p>（1）健康管理サービスの実施</p> <p>献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。</p> <p>（2）血液製剤の安全性を向上させるための対策</p> <p>国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。</p> <p>（3）まれな血液型の血液の確保</p> <p>まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。</p> <p>（4）献血者の意思を尊重した採血の実施</p> <p>初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分（200 ミリリットル全血献血、400 ミリリットル全血献血又は成分献血）における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることがある。</p>	<p>第3 その他献血の受入れに関する重要事項</p> <p>1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項</p> <p>（1）健康管理サービスの実施</p> <p>献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。</p> <p>（2）血液製剤の安全性を向上させるための対策</p> <p>国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。</p> <p>（3）まれな血液型の血液の確保</p> <p>まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。</p> <p>（4）献血者の意思を尊重した採血の実施</p> <p>初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分（200 ミリリットル全血献血、400 ミリリットル全血献血又は成分献血）における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることがある。</p>

献血受入れに関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時や在庫不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実に行えるよう取り組む。

さらに、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても血液製剤の安定供給を図るため、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量に応じて、成分献血においては、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血するなど、効率的な確保に努める。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時や在庫不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実に行えるよう取り組む。

さらに、新興・再興感染症のまん延下においても血液製剤の安定供給を図るため、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量に応じて、成分献血においては、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血するなど、効率的な確保に努める。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

令和7年度千葉県赤十字血液センター献血受入計画

1 献血受入計画

県、市町村と連携し具体的稼働計画を策定する。

(1) 移動採血車1台の目標人員:来場者 54人、献血者 47人

(2) 献血ルーム1日の目標人員:来場者 83人、献血者 76人

(単位:人)

献血種別	目標人數		
	移動採血車 (10台) 稼働	献血ルーム (6ルーム) 稼働*	合計
全血献血	400mL	74,468	83,136
	200mL	2,286	1,524
	小計	76,754	84,660
成分献血	血漿		51,078
	血小板		24,811
	小計	0	75,889
合計		76,754	160,549
			237,303

*祝日の決定状況により変更となる場合がある。

(参考1) 供給予測数

(単位換算)

製剤名	R7供給単位数
全血製剤	0
赤血球製剤	340,000
血漿製剤	129,000
血小板製剤	400,000
合計	869,000

(参考2) 原料血漿確保目標量 (単位:リットル)

原料名	確保目標量
血漿分画製剤用 原 料 血 漿	53,665

2 推進事項

(1) 若年層献血の推進

- ・高校、大学、専門学校等の献血会場の増加に努める。
- ・献血セミナーの開催や小中学校の児童・生徒を対象とした職業講和、血液センター・献血ルームの施設見学、職場体験等の受入を行う。
- ・親子が一緒に献血にふれあう機会としての献血体験型イベント「キッズ献血」を感染症等の影響を考慮しつつ企画する。
- ・千葉県内の学生ボランティアで構成される「千葉県学生献血推進協議会」と連携を図り、学内献血や献血ルームなどで献血の啓発活動・イベント等を行う。
- ・千葉県高等学校文化連盟放送コンテストに共催し、応募作品制作を通して高校生への献血啓発を図る。また、作品を広報資材と活用することで、若年層をはじめ広く献血を呼びかける。

(2) 400mL献血及び複数回献血の推進

- ・県内の医療機関からの要請に対応するため、献血協力団体等のご理解ご協力を得ながら400mL献血の推進、受入を進める。
 - ・200mL献血については、若年層を中心に推進・受入を行い、医療機関からの需要に見合う確保に努める。
 - ・複数回献血については、天候等の影響の少ない献血ルームでの協力を促進するとともに、ショッピングセンター等の献血会場を定例化することで、安定的な確保に努める。
 - ・年間を通じて複数回献血にご協力いただけよう、安心・安全な献血会場の整備を推進する。
 - ・ホームページ、SNSをはじめとした各種広報媒体を活用し、複数回献血の必要性の周知を図る。
 - ・献血Web会員サービス「ラブラッド」の新規登録加入を推進するとともに、会員に対する効果的な献血依頼要請及び定期的な情報配信を行い複数回献血率の向上に努める。
 - ・献血Web会員サービス「ラブラッド」アプリ機能を活用し、献血可能年齢(16歳～)未満の方でもラブラッドに登録可能な『プレ会員』に登録し、献血をより理解していただく機会をつくれるよう、献血セミナーや学内献血の際に推進する。
- ※プレ会員とは献血可能年齢未満でも、献血未経験でもラブラッドに登録できる機能。主に献血可能年齢までのカウントダウンの表示、献血に関するコンテンツの閲覧、献血可能年齢に達すると初回献血の予約が可能、イベントやボランティア情報を検索し応募できるなどの機能がある。

(3) 集団献血の推進(献血サポーター)

- ・県、市町村をはじめ、各献血推進協議会委員の皆様方と引き続き連携を図りながら、協力企業・団体の新規開拓や献血協力回数の増回を推進する。
- ・献血にご協力いただいている企業、団体の更なるご理解を頂き献血協賛企業、献血サポーターへの参加募集及びロゴマークの普及、啓発を行う。

(4) 予約献血の推進

- ・献血会場での混雑を緩和するため、また、天候に左右されにくく安定的な献血者確保のため、献血ルーム・献血バスともに献血の事前予約を継続して推進する。

(5) その他

- ・令和8年1月に献血手帳及び献血カードを廃止し、ラブラッドアプリへの全面移行を進める予定であることから、これまで以上にラブラッド新規入会の推進を行う。

千葉県献血推進協議会の設置及び運営に関する要綱

第1条（設置及び目的）

知事は、献血思想の普及及び献血制度の適正かつ円滑な運営の確保に資するため、千葉県献血推進協議会（以下「本会」という。）を設置する。

なお、本会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

第2条（事業）

本会はその目的を達成するため、次に掲げる事項に関し協議するものとする。

- (1)千葉県献血推進計画の策定
- (2)献血に関する教育及び啓発
- (3)献血組織の育成
- (4)その他献血推進運動の実施に関し必要な事項

第3条（名称及び事務局）

本会は千葉県献血推進協議会と称し、事務局を県健康福祉部薬務課におく。

第4条（構成）

本会の会長は知事とし、委員は別表の職にある者をもって充てることとする。

第5条（職務）

- (1)会長は本会を代表し会務を総理する。
- (2)健康福祉部長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3)健康福祉部長に事故あるときは、健康福祉部長の指名した者がその職務を代理する。

第6条（運営）

- (1)会議は必要に応じ会長が召集する。
- (2)会議の議長は健康福祉部長があたる。

第7条（専門部会）

- (1)本会の必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- (2)専門部会の部会長及び部会員は委員のうちから会長が指名する。

第8条（報償及び費用弁償）

委員の報酬及び費用弁償は特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号）に規定する「附属機関の委員等」の額に準ずる。

第9条（庶務）

本会の庶務は、事務局において処理する。

附 則

本要綱は、昭和40年2月11日から実施する。

要綱一部改正は、昭和43年8月2日から実施する。

要綱一部改正は、昭和46年2月1日から実施する。

要綱一部改正は、昭和47年6月12日から実施する。

要綱一部改正は、昭和49年4月1日から実施する。

要綱一部改正は、昭和50年12月1日から実施する。

要綱一部改正は、昭和53年6月27日から実施する。

要綱一部改正は、昭和60年12月20日から実施する。

要綱一部改正は、昭和62年3月20日から実施する。

要綱一部改正は、昭和63年1月20日から実施する。

要綱一部改正は、昭和63年4月16日から実施する。
要綱一部改正は、平成2年1月18日から実施する。
要綱一部改正は、平成4年11月12日から実施する。
要綱一部改正は、平成8年1月30日から実施する。
要綱一部改正は、平成9年1月7日から実施する。
要綱一部改正は、平成12年4月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成12年11月27日から実施する。
要綱一部改正は、平成13年4月10日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年4月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年10月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年11月18日から実施する。
要綱一部改正は、平成15年12月9日から実施する。
要綱一部改正は、平成19年6月4日から実施する。
要綱一部改正は、平成20年12月16日から実施する。
要綱一部改正は、平成22年1月20日から実施する。
要綱一部改正は、平成23年12月15日から実施する。
要綱一部改正は、平成24年1月20日から実施する。
要綱一部改正は、平成25年1月15日から実施する。
要綱一部改正は、平成25年12月26日から実施する。
要綱一部改正は、平成27年1月22日から実施する。
要綱一部改正は、平成30年1月9日から実施する。
要綱一部改正は、平成30年12月27日から実施する。
要綱一部改正は、令和5年1月16日から実施する。
要綱一部改正は、令和7年1月15日から実施する。

(別表)

(順不同)

職名
千葉県健康福祉部長
日本赤十字社千葉県支部事務局長
公益社団法人千葉県医師会副会長
公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部長
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長
公益社団法人日本青年会議所関東地区千葉ブロック協議会会长
ライオンズクラブ国際協会 333-C 地区献血推進委員長
国際ロータリー第 2790 地区社会奉仕委員会委員長
千葉県赤十字奉仕団支部委員会委員長
自衛隊千葉地方協力本部長
千葉県消費者団体連絡協議会会长
一般社団法人千葉県商工会議所連合会専務理事
一般社団法人千葉県経済協議会事務局長
日本労働組合総連合会千葉県連合会会长
千葉県高等学校長協会会长
公益財団法人千葉県私学教育振興財団常勤理事・事務局長
千葉県高等学校 PTA 連合会会长
千葉テレビ放送株式会社専務取締役
株式会社千葉日報社執行役員編集局長
千葉県警察本部警務部参事官
千葉県教育委員会教育次長
千葉県市長会長
千葉県町村会長
千葉県保健所長会会长